

## [contents]

- 1 国民年金保険料収納対策等に192億円  
平成25年12月24日、厚生労働省は「平成26年度予算案における国民年金保険料収納対策等について」を公表した。
- 2 年金記録問題の報告書がまとめられる  
平成26年1月17日、厚生労働省は平成20年から審議を続けてきた「年金記録問題」に対して報告書の最終版を提出した。
- 3 平成26年4月から「産前産後休業保険料免除制度」が開始  
平成26年4月30日以降に産前産後休業が就労となる被保険者を対象に「産前産後休業保険料免除制度」が開始される。
- 4 日本年金機構の人事異動  
(平成26年1月1日付)  
平成26年1月6日、日本年金機構の人事異動(平成26年1月1日付)が発表された。
- 5～6 クローズアップ年金事務所  
竜王年金事務所  
多忙な業務には全職員である「全所体制」をとり、平成24年度は日本年金機構CS表彰を受賞した。今後もサービスの質の維持・向上できるように努めている竜王事務所を取材した。
- 7～8 ねんきん最前線・市区町村 VOICE  
愛知県東海市  
年金業務への問題意識を高め、積極的に情報収集・共有を行っている愛知県東海市市民福祉部国保課を取材した。

## Topics

# 国民年金保険料収納対策等に192億円 — 平成26年度予算案

平成25年12月24日、厚生労働省は「平成26年度予算案等における国民年金保険料収納対策等について」を公表した。これによると、国民年金保険料の収納対策及び厚生年金の適用対策の取組強化に要する経費(予算案)は総額192億円で平成25年度予算額の40億円を152億円上回っている。

このうち国民年金保険料の納付率向上策には92.6億円(平成25年度18.3億円)で、次のような項目が含まれる。

- 督促の促進及び強制徴収体制の強化
- 徴収コストの滞納者負担(延滞金等)のあり方の検討
- 免除等における申請主義の見直し
- 年金保険料の納付機会の拡大
- 確実かつ効率的な収納体制の強化
- 関係行政機関との連携強化
- 雇用形態など社会経済の変化への対応
- 公的年金制度への理解の促進

### ◆関係行政機関との連携強化には17.6億円

上記のうち、「関係行政機関との連携強化」には17.6億円

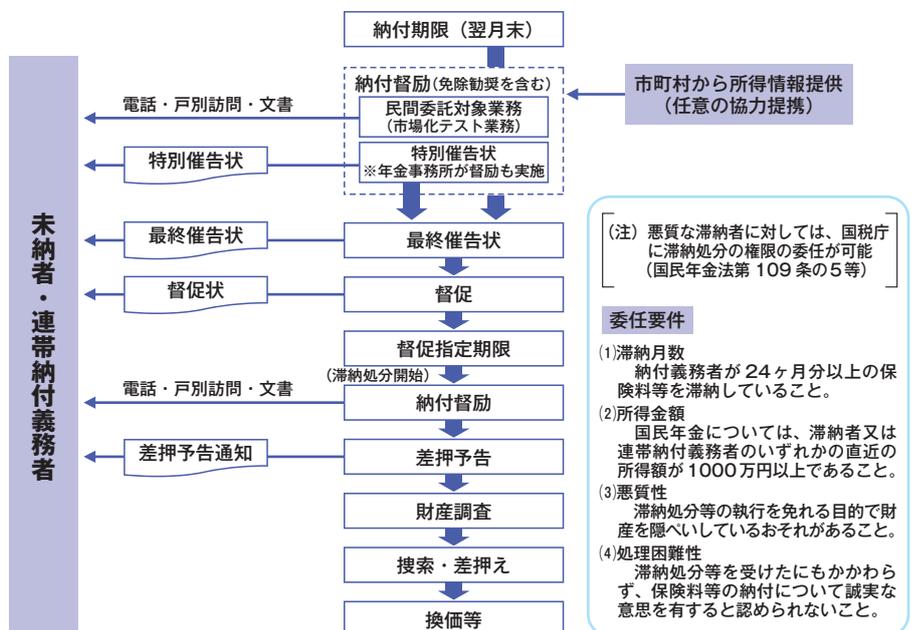
で、平成25年度の5.8億円の約3倍の予算案となっている。具体的な対応策としては、次のような項目が挙げられている。

- ・市町村との情報連携に係る環境の整備(交付金単価1件30円を115円に)
- ・学生納付特例事務法人に対する手数料の見直し(1件30円を500円に)
- ・学生納付特例事務法人制度の改善の検討

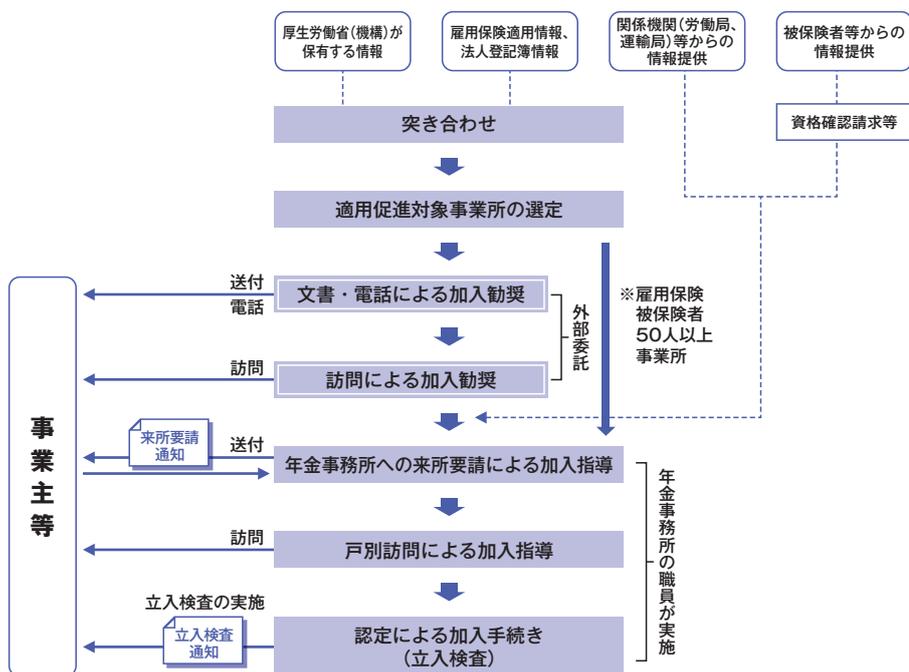
一方、厚生年金の適用促進策の予算案は99.6億円(平成25年度22.1億円)となっており、次のような項目が挙げられている。

- 把握した適用調査対象事業所の加入指導等への集中的な取組
- 平成24年度に掲げた目標達成のための加入指導等
- その他、国民の利便性向上策として住民税の申告義務がない人の免除申請手続きの簡素化の検討が挙げられている。

## 国民年金保険料未納者に対する対応



適用調査対象事業所に対する対応



平成25年度と比較して平成26年度予算額の増額が見込まれている背景には、国民年金保険料の納付率の低迷がある。平成10年度くらいまでは80%前後であった納付率は平成13年度は70%にまで落ち込み、以後60%台を推移、平成17年度の若年者納付猶予の導入で一時的に70%近くまで上がったにもかかわらず平成22年度以降は60%を切っている（平成24年度は59%）。

そこで今後は、保険料を負担すべき人すべてに督促の範囲を拡大すると同時に、低所得者には確実に免除を適用することにより、恒常的な未納者をなくし、納付率の大幅な向上の実現を目標としている。

一方で、適用事業所を通して収納が行われる厚生年金保険は98%台を推移している（平成24年度98.1%）。今後は法人登記簿情報を活用して加入指導を5年計画で集中的に取り組むとともに、厚生年金の適用対策の目標\*を達成するため、適用調査対象事業所に対して加入指導を順次実施し、適用届を提出しない

事業所については立入検査を実施し、職権による適用を行うなどの取り組みを確実に進めることとしている。

※平成23年度末時点の適用調査対象事業所（約24.6万）を3年以内に半減。

年金記録問題の報告書がまとめられる

平成19年に発覚した「年金記録問題」に対して厚生労働省では社会保障審議会の「年金記録問題作業委員会」（平成20年1月22日～21年9月3日）、「年金記録回復委員会」（平成21年10月16日～25年1月17日）、「年金記録問題に関する特別委員会（日本年金機構評価部会）」（平成25年3月26日～）で審議を重ねてきたが、平成26年1月17日、「年金記録問題—正常化への軌跡と今後の課題」と題して報告書を提出した。

年金記録問題の事象パターンと整備状況

① 持ち主がわからない（「宙に浮いた」）未統合記録

⇒ 約5,000万件のうち約2,983万件が解明された。このうち1,738万件が基礎年金番号に統合され、持ち主のもとにつながっている。今なお解明作業中または解明を要する記録は2,112万件である。

② 持ち主は判明しているが遑って加入記録の全部または一部を訂正された年金記録 ⇒ 約2万件の個別訪問調査を行い「記録回復の申立て」があった事案1,602件についてはすべて対応が終了した。

③ もともとの旧社会保険庁の転記ミスや入力ミスがあったもの

⇒ 国民年金特殊台帳とオンライン記録を突合することにより約7万件の年金記録が回復された。

④ 配偶者の年金記録と連動しない第3号被保険者の不整合記録

⇒ 第2号被保険者が転職等により第1号被保険者になったにもかかわらず配偶者が第3号被保険者のままでいた問題。平成25年6月に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」により救済措置がとられるようになった。

⑤ 厚生年金の一部を代行給付する厚生年金基金において国の記録と一致しないもの

⇒ 旧社会保険庁と厚生年金基金の台帳を突合することにより、約5.5万件の記録が回復した（1人の平均増加年額は約6,000円）

⑥ 共済年金において厚生年金・国民年金との連続性に不備が生じたもの

⇒ 基礎年金番号との名寄せを行ったうえで可能性がある人に、自身の共済記録であ

るか確認をお願いした。回答に基づいて共済過去記録は基礎年金番号に統合された。

- ⑦ 昭和61年までに厚生年金を脱退した人で脱退手当金の支給を知らず認識できていないもの  
⇒ 対象者に脱退手当金の支給を受けたか確認を行ったうえで記録の回復が行われた。

### 年金記録回復のための作業基盤の整備

全国の市区町村及び旧社会保険事務所などで管理されていた約9.5億件の紙台帳を電子画像化してオンライン記録と突合して確認を行った。これにより約137万人の年金額の増加が見込まれた(1人当たり約1.4万円、回復見込額累計年額約192億円)。

また、住民基本台帳や各種サンプル調査上で個人の生年月日や氏名変更履歴など約10項目にわたって調査が行われた。

さらに、各種のお知らせ便(「ねんきん特別便」、「年金記録の確認のお知らせ」、「年金加入記録の確認のお願い」、「ねんきん定期便」など)により漏れや誤りの確認と是正を行った。たとえば「ねんきん特別便」(全員便)では約132万件の記録の是正が行われた。

その他、電話相談(コールセンター)、ねんきんネットを設置したり「気になる年金記録 再確認キャンペーン」を催し、本人からの確認の申出による記録の回復も行われた。

### 「未解明記録」の更なる解明

未解明記録は約2,112万件と推測される。うち持ち主が死亡したり海外へ転居したと考えるものが約538万件、加入期間が1年未満のものが約842万件、

1年以上5年未満のもの約551万件となっている。こうした事案については、今後本人からの申出などを調査の基本とする。

### 事務処理誤りの現状と再発防止策

日本年金機構が取り扱う事務処理件数は届書ベースで年間約1.6億件。このうち約1,500件前後が事務処理誤りでわずか0.001%ではあるが、マニュアルを活用するなどして根絶を目指す。また、公的年金制度についてはわずかな事務処理誤りも被保険者の年金生活に大きな影響を及ぼすことになるので、現行法上での救済が困難なケースについては新たな法的措置の検討が必要となる。

### 年金記録問題に関する今後の課題など

再発防止策として、ねんきん定期便やねんきんネットで本人による確認を促進し、また、基礎年金番号の整備を徹底する。事業主・自治体からの届書の電子化の促進を図る。その他、厚生年金基金への情報提供を行う仕組みの構築、法制度の改正に関するフォローと今後の改正への対応、文書保存の合理化などで再発防止が行われる。

また、まだ終了していない年金記録問題や新たな申出については、平成26年度以降も迅速・適切に対応していくことになる。

### 平成26年4月から「産前産後休業保険料免除制度」が開始

平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる被保険者を対象に「産前産後休業保険料免除制度」が開始される。

これにより、産前産後休業期

間(産前42日(多胎妊娠の場合は98日)、産後56日)のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間)について、健康保険・厚生年金保険の保険料は、事業主の申出により、被保険者分及び事業主分とも徴収されないこととなる。被保険者から産前産後休業取得の申出があった場合、事業主が「産前産後休業取得者申出書」を日本年金機構へ提出するが、この申出は、産前産後休業をしている間に行う必要がある。

保険料の徴収が免除される期間は、産前産後休業開始月から終了予定日の翌日の月の前月(産前産後休業終了日が月の末日の場合は産前産後休業終了月)まで。免除期間中も被保険者資格に変更はなく、将来、年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われる。

### 「平成25年分公的年金等の源泉徴収票」を発送(1月10~15日)

日本年金機構は、平成25年中に厚生年金保険、国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受け取った人を対象に、1月10~15日にかけて「平成25年分公的年金等の源泉徴収票」を発送した。これにより平成25年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等がわかる。

なお、源泉徴収票の再交付は平成26年1月6日から「ねんきんダイヤル」(0570-05-1165)で受け付けている。問い合わせの際には基礎年金番号が必要。なお、来訪による再交付の申請は最寄の年金事務所または街角の年金相談センターで行うことができる。

## ◆確定申告が必要な人

- ・2か所以上の年金の支払者に対して扶養親族等申告書を提出している人
- ・年金以外に給与所得がある人

※平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は不要となった。

## 【こんな場合は確定申告を】

- ・社会保険料控除、生命保険料控除などを受けられる場合
- ・災害などの損失について雑損控除を受けられる場合
- ・医療費に係る医療費控除を受けられる場合
- ・扶養親族等申告書を提出していない場合
- ・扶養親族等申告書を提出した後において扶養親族等が増加した場合

## 日本年金機構の人事異動 (平成26年1月1日付)

日本年金機構では平成26年1月1日付で次のような人事異動が行われた。

新	氏名	旧
本部／審議役 南関東ブロック本部／本部長（兼務）	町田好正	中部ブロック本部／本部長
本部／経営企画部長 本部／総務部長（兼務）	峯村芳樹	本部／経営企画部長 本部／財務部長（兼務）
本部／リスク・コンプライアンス部長 （兼務）	村田恒子	特命担当理事
本部／人事管理部長 本部／研修部長（兼務）	安部隆	本部／研修部長 本部／人事管理部人事調整監（兼務）
本部／財務部長	川上一郎	本部／リスク・コンプライアンス 部法務グループ長
本部／基幹システム開発部長（兼務）	徳武康雄	システム部門担当理事
南関東ブロック 世田谷年金事務所長	長見順二	南関東ブロック 練馬年金事務所長
南関東ブロック 練馬年金事務所長	斉藤雅彦	南関東ブロック本部／適用・徴収 支援部厚生年金徴収支援グループ
中部ブロック本部／本部長	遠藤一英	本部／総務部長
中国ブロック 山口年金事務所長	吉野優	中国ブロック本部／適用・徴収支 援部国民年金支援グループ長
九州ブロック 本渡年金事務所長	古川由紀子	九州ブロック 唐津年金事務所 厚生年金適用調査課長

【クローズアップ年金事務所】

# 全所体制で業務運営 CS表彰受賞でさらにサービス向上めざす

竜王年金事務所（山梨県）

窓から南アルプス、八ヶ岳、富士山を望む竜王年金事務所は、甲斐市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、中央市、富士川町、早川町、身延町、南部町、昭和町、市川三郷町の5市6町(人口約34万人)を管轄する。南北約100キロと広域で、職員は移動が大変だ。多忙な業務は担当課職員だけでなく全職員で対応する「全所体制」をとるほか、年金相談も全職員ができるよう研修を実施。平成24年度は日本年金機構CS表彰を受賞した。今後もサービスの質を維持・向上できるように努めている。



## 職員が自信と誇りを持って 働ける組織をつくる

竜王年金事務所の職員は計51名で、内訳は正規職員20名、准職員8名、有期職員22名、アシスタント職員1名。戸泉弘次所長は地元・山梨出身で、平成19年4月に東京社会保険事務局地方社会保険監察官、22年1月に東京の青梅年金事務所長となり、24年4月から現職に就いた。日本年金機構発足から3年が経ち、「職員1人ひとりがお客様の立場に立った業務運営を心がけていると実感する」と話す。



その一方、記録問題で叩かれたことをいまも心の隅で引きずり、年金事務所で働いていることを近所の人に話しづらいと感じている職員もいる。「自信と誇りを持って働ける組織を作り上げる」が今年の組織目標だ。また、職員には健康管理に十分注意するよう喚起している。「正規職員の約半分が県外出身で、単身赴任。『ちゃんと食べてるか?』と声をかけたり、定期的に面談したりしています」。

一方、基幹業務において今年度最大のテーマの一つは、国民年金保険料の現年度の納付率達成。とはいえ、国民年金課は業務が山積のため、特別催告状の発送後の電話勧奨等は全職員で行う「全所体制」をとっている。

また、年金相談は全職員ができるようになる必要があると考え、OJTによる研修も全職員に実施している。「この結果、各課の連携も進んで、職員同士の研鑽にもつながっています」。

平成24年度、同事務所は全国の中規模事務所(215事務所)のうち、サービス・相談分野(待ち時間、苦情、事務処理誤り、CS調査お客様満足度)で第1位となり、日本年金機構CS表彰を受賞した。これを機にさらなるサービス向上に努めている。

また、同事務所は地域年金啓発体制強化指定事務所でもあり、学校等での年金セミナーを積極的に展開している。25年度は高校8校、専門学校4校、事業所等5ヵ所、さらに支援学校1校でも開催する。実施箇所がこれだけあるのは、所長自らが各学校・企業に足を運んで協力をお願いした結果。「所長は自らセールスマンでなければと思っています。市町村や関係機関

も回る。だから、所長室のいすに座っていることは少ないですね(笑)」。

## お客様の喜ぶ声を糧に 出勤が楽しくなる職場にする

そんな所長をサポートしているのが、長沼まり副所長。地元出身で、甲府年金事務所の厚生年金適用調査課長を経て、平成25年4月より現職だ。「竜王年金事務所は雰囲気が良い。地元出身者も他県からの職員も和気あいあいやっています(笑)」。



年金委員との関係も良好だ。「山梨県は年金委員が多く、活動が活発。旧社保庁時代に社会保険委員が多かったのも、それを引き継いだからといえます」。

目標は、お客様に「来てよかった」と思われるサービスをすること。「お客様の喜びの声を糧にしながら、少しでも職員の出勤が楽しくなるような、コミュニケーションの活発な事務所になりたいと思っています」。

## 課内の伝達はわかりやすく 職員の良いところを活かす

厚生年金適用調査課の職員は13名。管轄事業所数は平成25年12月現在4289事業所（被保険者数4万3411人）。エレクトロニクス関連をはじめとする機械部品製造工場が複数あり、被保険者数も多い。「管内は算定基礎届の提出率が9割以上と高く、まじめな事業所が多いと思われます。未適用事業所を訪問した際も、門前払いではなくとりあえず話は聞いていただけることが多く、適用につながる要因にもなっています」と山下博通厚生年金適用調査課長は話す。

事務所内の調整も山下課長の役目。職員には、機構から来る伝達事項も含め、わかりやすく迅速に伝えることを心がけている。「山梨は戦国時代、武田氏の拠点でしたが、その武田の軍学書である甲陽軍鑑に『人は城、人は石垣、人は堀、情けは味方、仇は敵』という一節があり、この意味を自分に置き換えると、『職員を大事にし、良い点を活かす』ということではないかと解釈しています。ただ果たしてこれが実行できているかということ、まだまだと反省しています（笑）。

### 事業者の状況はそれぞれ 処分等の見極めは慎重に

厚生年金徴収課の職員は6名。板倉智彦厚生年金徴収課長



は生命保険会社に20年勤務し、機構発足と同時の平成22年1月に採用、甲府年金事務所厚生年金徴収課を

経て、25年4月より現職だ。機構に応募したのは、1つの組織が新たにスタートするなかに入れ

る機会はなかなかないと興味を持ったから。採用から5年が経ち、「年金事務所の仕事は人々の生活に直結する、意義深い仕事だと日々実感している」と話す。

管内の徴収（年金）の状況は25年12月は96.24%で、前年同期（95.98%）を上回っている。しかし、最近管内では大手の製造業の撤退・縮小が相次いでいる。大手は保険料総額が大きくきちんと納めていただけるので、それが数社縮小・撤退することは収納率低下にもつながりかねない。「景気は上向きにあると言われますが、実際の事業者の状況はさまざまです。だからこそ、差し押さえ等の判断は一律にできず見極めが大事。また、警察は令状がないと踏み込めませんが、年金事務所はそういうものがなく事業所に立ち入れるので、感覚がマヒしないよう気を引き締めてやっています」。

### 納付する側の立場も理解し お客様と接する

国民年金課の職員は15人。同課には来所による相談も多く、日中は窓口対応で追われる。20歳の職権適用では、適用後に戸別訪問員が必ず回り、免除、猶予など制度の内容を説明している。「40年先まで続くので、入口部分で、つまずきがないようにと思ってやっています」と山主さゆり国民年金課長は話す。

管轄地域の納付率は、平成25年12月末時点で64.06%。一方で25年度目標は67.61%で、その達成に向けて特



別催告状の送付を中心に収納対策を実施。未納者を前年度所得、未納月数、年齢によって10のカテゴリーに分け、納付督促

を行っている。

市町村との関係については、ねんきんネットを導入している自治体が2ヵ所あり、さらに2ヵ所が導入予定だ。

今後の抱負は、年金に対する不信感を払拭し、未納を減らすこと。「私の夫と、20歳の子どもも国民年金保険料を納めていて、自分は納める立場と『納めてください』と言う立場の両方にいる。お客様の気持ちも少しは理解できるかなと思うので、そういうなかでお客様に接していけたらと思っています」。

### 簡易な書類の再交付などは 総合案内で受け付け

お客様相談室の職員は14名。相談ブースは6つ。待ち時間は通常約15分だが、年明けから忙しくなり現在約20分。相談者数も通常より20人ほど増え1日100～110件にのぼる。「例年1～3月は忙しくなる。寒い日は暖かくなってからお客様が増え混雑しますね」と佐藤洋恵お客様相談室長は語る。

ブースで受け付け終わった書類はチーフ職員が全部確認をしており、不備があれば受け付けた職員に確認や指導をしている。

また、証書の再交付など簡易なものは、総合案内で受け付けて再交付している。「お客様はわざわざブースに入らずに済みますし、ほかの相談のお客様の待ち時間も減ります」。

今後の抱負は、サービスの質の維持。「CS表彰を受賞したことは全職員にとって励み。お客様はそれぞれ違うのでサービスの質を保つのは大変ですが、満足していただけるよう、職員一人ひとり頑張っています」。



ねんきん最前線  
市区町村 VOICE

愛知県東海市 市民福祉部 国保課

## 年金業務への問題意識、一層高く 情報収集も積極的に

東海市は、昭和44年4月に旧上野町と横須賀町の合併により誕生し、来年度には市制45周年を迎える。臨海部には工業地帯が広がり、中部圏最大の鉄鋼基地となっている一方、全国有数の洋ランの産地、日本一のフキの生産地でもある。また歴史的には、米沢藩9代藩主・上杉鷹山の師でもあった細井平洲が生まれた地だ。国民年金業務を担当する国保課は、今年度は愛知県都市国民年金協議会の会長市を務めており、年金業務に対する問題意識を一層高めている。



### メディアの年金記事も チェックし相談対応

東海市は、人口約11万2000人。名古屋から電車で20分程度のところにあり、市内には新日鐵住金をはじめとする工場があるなど、中部圏最大の鉄鋼基地を擁する。そのため同市には、釜石や室蘭、九州などから転入された鉄鋼関係者が多い。また、地元には大学もあるため学生の姿もよく見られる。「人口減少時代の日本としては珍しく、人口が増えている自治体でもあります」と、国保課の徳永龍信統括主幹は説明する。

国保課の人員は、正職員16名、委託職員6名、臨時職員16名、再任用職員3名の合計41名。それが「国保年金グループ」と「医療助成グループ」とに分かれており、国民年金業務を担当するのは「国保年金グループ」のうち正職員2名、臨時職員2名、再任用職員1名の計5名だ。

国年業務に携わるのは、配属約7年の加古るり子主幹と、今年4月に担当になった加古雄一主事補。ともに姓が同じだが、「別に家族ではありませんよ(笑)」と両氏。東海市には「加古」という姓が多く、国保課には3人の加古さんがいるのだそう。

加古主事補は障害年金も担当。最近、すでに年金をもらっている人から、障害年金に関する問い合わせを受けることもある。「たまたま新聞に障害年金の記事が出た直後で、『もう年金をもらっているけど、障害年金ももらえるんですか』というものです。メディアで年金のことが取り上げられると一気に問い合わせが増えるので、スムーズに対応できるよう、新聞雑誌などで年金関連の記事を見つけたら切り抜いて課内で情報共有するようにしています」(加古主事補)。

障害年金の相談では、最初に電話で問い合わせがあった場合、「受診歴を書いて持ってきてください」と同課ではまず伝えるようにしている。「いきなり『初診日を教えてください』とお願いすると、ご本人は混乱してしまう。でも、受診歴を書いてきてもらおうと、『最近はこの医療機関を受診して、その前の医療機関はここで……』と順にたどられて、最終的に初診日がわかります」(加古主幹)。

同市を管轄する半田年金事務所は市中心部から車で30分ほどのところにある。年金事務所での対応が必要な人については、足を運ばずとも郵送で済む場合は、その方法を丁寧に説明するように市は心がけている。

### 機構内部での意思統一と 市町村向け研修の充実を

今年度、東海市は愛知県の都市国民年金協議会(都市協)の会長市を務めている。また、一昨年と昨年に全国都市協の総会・研修会に出席し、各市町村と情報交換をするなかで、年金業務に関する問題意識を一層高めているところだ。

昨年8月の全国都市協研修会で話題になったことの一つ、ねんきんダイヤルのオペレーターや年金事務所の職員が、誤った情報をお客様に伝えたり、職員によって言うことが違ったりすることが多々あるというもの。

これは東海市でも、「ねんきんダイヤルのオペレーターから『それは市役所で対応することだ』といわれて市役所に来た人が、実際は年金事務所でないに対応できないケースだった、外国人の資格取得日の取り扱いについて年金事務所に問い合わせた際、上陸許可日なのか、住民票ができた日付なのか職員により回答が違う」といったことが起きている。

さらには、都心の年金事務所と地方の年金事務所でも事務の取り扱い方法が異なっていることや、市場化テストを行う民間業者が、「免除の失業特例の申請は、雇用保険の被保険者証で

きる」などと、実際は受け付けられないことをお客様に説明したといった例もある。

ねんきんダイヤルのオペレーターは委託業者やアルバイトで、市場化テスト業者は入札で決まった民間業者。年金事務所も正職員が減り准職員や契約職員等が多い。コストを抑えるためとはいえ、そのせいで情報が正しく伝えられないのであれば、市役所も混乱するが、いちばんのしわ寄せは市民に行く。

「テスト業者等を選ぶ際は、コストだけでなく中身の質も精査してほしいと思います。特に、年金制度は難しいですから」(加古主幹)。

「年金機構で意思統一が図られるよう、機構内の全体研修もきちんと行われることが必要だと思います。その上で機構は、市町村向けの研修も充実してほしいですね」(加古主事補)。

愛知県の場合、市町村への研修は会長市が中心となって準備し、日本年金機構に依頼するかたちで開催しているが(今年度は11月に実施)、できれば機構に主催してもらいたいところではある。「開催時期は、新しい職員が異動してきた年度初めで、かつ届け出業務が少し落ち着いた5～6月ごろがちょうどよいと思います」(加古主事補)。

## 20歳になったら自動的に第1号適用となる仕組みに

機構は、「記録問題の今年度収束」をうたっているため、来年度以降は記録問題の対応に回っているエキスパートな職員が通常業務に戻り、年金事務所の体制が充実するのではないかと期待される。

東海市では機構の検索システムの見直しを望んでいる。「機構のシステムでは年金番号か本人の名前でしか検索できないので、例えば未付番の人が多い外国人の場合、名前で検索しようと思うと、今度は名前の『ヤ』の字が小さいのか大きいのかが違うだけで検索できません。そのため、未付番の人の免除申請を受け付けて機構に送ると、機構からは『番号が付いてから送ってほしい』と言われてしまう。でも、市としては一度お客様から預かったものを番号が付くまで取っておくわけにはいきません。最近、アルファベットでの検索もできるようになりましたが、機構内ではそうした現場の声を共有して、生年月日でも検索できるようにするなどシステムを改善してもらえると、事務の効率化につながると思います」(加古主幹)。

また、昨年の全国都市協研修会で、「20歳到達で自動的に第

1号適用と、60歳まで喪失を掛けない。厚生年金に加入したら第1号保険料は免除し、退職したら第1号として納付書を送る仕組みにしようか」と市町村から提案があったが、このアイデアには東海市も賛成だ。「もし実現すれば、市役所を経由しないので書類も時間も、交付金も減らせます。マイナンバーで所得情報なども見られるようになれば、市町村への照会の必要がなくなり、間違いも減ります」(加古主幹)。

「いまは、『これは年金事務所』『これは市役所で』とやるのが細かく分かれすぎていて、市民にとってはわかりにくい。情報を持っている年金事務所に一元化したほうがむしろ良いと思います。ただし、出向けない人や地域の状況によっては、週・または月に1・2回の出張窓口等の対応が必要であると思います」(加古主事補)。

## 義務教育のなかで年金を学べるように

このほか同市が気になっているのは、「保険料は親が払ってくれたと思っていたが、実際は未納になっている」というケースがまれにあることだ。「若いうちは保険料を払うのが親であって本人ではない場合が多いので、こういう思い違いが起きてしまうのでしょうか。親から学生免除等についての問い合わせが来ると、説明とともに『できれば手続きには本人が窓口にきてください』と案内します」(加古主幹)。

また、こうした現状を考えると、年金の勉強は学校の授業のなかでも行われる必要があると、徳永統括主幹は話す。「年金の知識はだれにとっても必要なものです。将来社会に出たとき安心して生活できるよう、義務教育のカリキュラムのなかでさらに詳しく年金を学べるようにしていくべきではと思っています」(徳永統括主幹)。



後列：加古主事補、加古主幹 前列：徳永統括主幹、衣川課長

1号適用とし、60歳まで喪失を掛けない。厚生年金に加入したら第1号保険料は免除し、退職したら第1号として納付書を送る仕組みにしようか」と市町